

平成30年3月29日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(第2回)

(趣旨)

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。

平成29年7月から9月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- ① 経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス(簡易ガス)利用率が50%を超えている事業者
 - 旧一般ガス事業者: 24事業者31供給区域
 - 旧簡易ガス事業者: 315事業者915団地

(2) 事業者からの報告事項

- ① 第2回での報告徴収では、対象となる事業者より以下の情報を収集した。
 - 平成29年7月～9月の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)
 - 平成29年7月～平成29年9月の原料費調整額(月次)
 - 平成29年7月～平成29年9月の家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

2. 調査結果

平成29年7月から平成29年9月までの間を対象として実施した「特別な事後監視」において、合理的でない値上げと認められるような事例は認められなかった。

他方、今回の監視の中で、料金改定(値上げ)の際に、需要家が当該内容を正確に認識することを妨げる恐れのある説明を行っていた事例があったため、こうした行為を行った事業者に対して文書による指導を行った。

以上

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 鎌田

担当者: 曾根、皆川、吉野、水野、早矢仕

電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)